

桑名市成年後見制度推進シンポジウム

伊賀市社会福祉協議会の 成年後見の取り組み ～福祉後見人の活動を中心に～

平成28年1月24日

伊賀市社会福祉協議会

地域福祉部生活支援課 主任

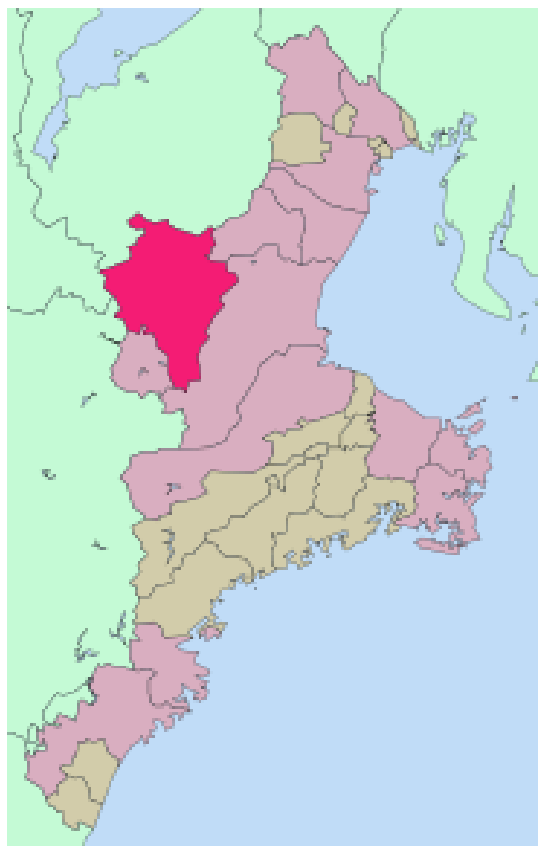
市川 しのぶ

今日お話しする内容

- * 1. 伊賀市社協が成年後見に取り組んだ経緯
- * 2. 取り組みの手順や工夫(どのように進めていったか)
- * 3. サポートセンター事業の取り組みの現状と課題
- * 4. 今後の展望

伊賀市の概要

(平成27年11月末日現在)



50km

- * 三重県の北西部に位置する。
- * 面積 558.23km²
- * 人口 94,771人
- * 世帯数 39,542世帯
- * 65歳以上 28,965人
- * 高齢化率 30.56%
- * 平成16年11月1日に6市町村が合併。

1. 伊賀市社協が成年後見に 取り組んだ経緯

経緯 ①

- * 日々寄せられる困り事に関わる過程で、日常生活自立支援事業では契約締結能力のない人の権利を守りきれないという限界と、成年後見制度の利用につなげる必要性が見えてきた。

経緯 ②

* 平成15年度に全社協委託の研究モデル事業で、以下の課題が見えてきた。

- ①制度の周知不足や財源の問題等から、伊賀地域において成年後見制度が十分に活用されていない。
- ②福祉的な支援が必要な人(病気や障がい等で成年後見制度が必要であるにもかかわらず、自身の判断能力や事務遂行能力が乏しく、更に親族等の関わりが不十分であるがゆえに自力での申立が難しく、申立前から関わりが必要な人)と成年後見制度を適切に結びつけられていない。
- ③福祉的な支援が必要な人に適した成年後見人等の確保が進んでいない。

経緯 ③

- * 平成16年度に、厚労省未来志向プロジェクト「福祉後見サポートセンター設立研究事業」の実施を伊賀市より委託され、福祉的支援を必要とする人への成年後見制度の利用支援を地域で行う「福祉後見サポートセンター」に関する調査研究等を行った。その結果、伊賀地域におけるサポートセンターの設置の必要性と、その一方で、伊賀地域の第三者後見の担い手不足という実情が見えてきた。

成年後見の2つの事業

◆福祉後見サポートセンター

平成18年8月1日設立

1. 成年後見制度利用支援
2. 福祉後見人(候補者)養成、
選任・就任・活動の支援
3. 広報啓発・研修
4. 法人後見支援

◆法人後見

平成16年8月に、家庭裁判所より他に適切な受任者が見つからないということで、就任依頼があった。

★平成27年12月現在

・現受任件数 13件
(後見6件 保佐6件 補助1件)

・保佐監督人 1件

★平成16年からの延件数

・22件

・保佐監督人 1件

※サポートセンター事業からは独立している。

2. 取り組みの手順や工夫 (どのように進めていったか)

地域の実情(ニーズ)から生まれた

- * 平成16年度の、厚労省未来志向プロジェクト「福祉後見サポートセンター設立研究事業」における「福祉後見サポートセンター」に関する調査研究等の結果、伊賀地域におけるサポートセンターの設置の必要性と、その一方で、伊賀地域の第三者後見の担い手不足という実情が見えてきた。

サポートセンターが目指すこと ＝社会福祉協議会が目指すこと

- * サポートセンターは、直接成年後見人等を担うのではなく、伊賀地域で成年後見制度が根付き、機能することを支援する機関に位置づけた。そして、伊賀地域の第三者後見の担い手不足を解決するために、市民を対象に福祉後見人の養成に取り組んでいる。
- * 市民から福祉後見人を育て、活動いただくことは、成年後見の取り組みに市民が参画することであり、「地域住民とともに、地域の財産を築いていく」という社会福祉協議会の目指すこととも合致する。
- * 社会福祉協議会が取り組むにあたり、サポートセンターと社会福祉協議会が目指すことが乖離しないことが大切（社協らしさを活かす）。

3. サポートセンター事業の 取り組みの現状と課題

(1) 成年後見制度利用支援

- * 相談回数/相談者数 420回/215名(平成26年度)
- * 参考:津家庭裁判所伊賀支部の後見等申立件数(平成26年)
71件

(2) 福祉後見人の養成

- * ①平成18年度から、計7回実施
(平成22年度以降、隔年実施)。
- * ②養成研修修了者数(～平成26年度)236名
- * ③登録者数(平成27年度) 11名
- * ④受任者数(受件数)(平成27年度)5名(5件)
内訳:後見3件、保佐1件、補助1件
(うち監督人兼任は1件)
- * ⑤受講要件は、伊賀市・名張市在住在勤で、
生活支援員養成研修修了者。

(3) 福祉後見人候補者名簿登録から 受任までの流れ

- * ①候補者の選考は2年に1度、養成研修開催の翌年度。
- * ②審査方法は、書類選考と面接。選考委員はサポートセンター運営委員より選出。
- * ③候補者は候補者名簿に登録される(伊賀市社協で管理)。
- * ④裁判所より伊賀市社協に推薦依頼があり、選考委員会にて候補者を選ぶ(マッチング)。
- * ⑤推薦された候補者は、裁判所で受任面接を受ける。審判、登記を経て活動開始。
- * ⑥福祉後見人単独受任(監督人就任を要件にしていない)、報酬付与を求めない、75歳定年。(福祉後見人の特色)

(4) 福祉後見人とサポートセンターの 関わり

- * ①日々の活動の支援
- * ②福祉後見人連絡会(年2回)、後見人のつどい(年2回)の開催
 - ※後見人同士の交流、弁護士・社会福祉士等からの助言の場となっている。
- * ③その他、研修会の開催、紹介 等

(5) 福祉後見人の活動の機会を増やす

- * 養成研修受講生より、「養成ばかりして、修了後の活動につながっていない」との指摘があり、養成と候補者選考を隔年で実施するようにした。その結果、候補者数が増え、裁判所からの推薦依頼に応じやすくなった。
- 候補者数 平成22年度まで3名→平成23年度 13名
- 受任者数 平成23年度まで1名→平成26年度 5名

課題

* (1)きたる「後見爆発」への対応

認知症高齢者の増大、少子高齢化、核家族化等で、財産管理と身上監護を家族・親族に委ねる仕組みが機能しなくなっている中で、成年後見制度の期待も需要も大きい。しかし、需要が爆発的に増えていく(後見爆発)ことが予測され、担い手不足が課題。福祉後見人だけでなく法人後見の裾野も広げていく必要がある(サポートセンター機能の「法人後見支援」)。

* (2)福祉後見人候補者の要件

福祉後見人候補者について、候補者の養成、選考、マッチング、受任のひとつの流れができつつある。候補者の要件は、今はサポートセンター主催の養成研修修了と一定の社会活動経験とあるが、かねてより他が主催した養成研修や社会活動経験をどう評価するか等の議論があり、結論は出ていない。

4. 今後の展望

- * 伊賀市社協は、「成年後見に携わるのは、社会福祉法人の社会貢献のひとつ」との方針。
- * 社会福祉協議会がもつ機能を活かして、市民に成年後見への理解や担い手を広げていく仕掛けをしつつ、成年後見を伊賀の財産にしていく取り組みを続けていく。



ご清聴ありがとうございました